○関東地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野県諏訪郡下諏訪町字外河原三四番三から同町社字神明木一六八番六まで	前	八・五四～五〇・八〇	〇・一〇七
	後	八・五四～一四・九二	〇・一〇七

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月四日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番六一から同都新宿区西新宿一丁目一番二七まで	前	最大四九・八六 最小四九・七四	〇・一二〇
	後	最大四九・八六 最小四九・七四	〇・一二〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月四日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	立体的区域の区分	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
二十号	東京都新宿区新宿四丁目二六番四地先から同区西新宿一丁目一番二七まで	最大九二・一五 最小四・〇〇	〇・一二〇	〇・一二〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○北海道開発局告示第百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十八年四月四日　北海道開発局長　本田　幸一

一　登録年月日	平成二十八年四月一日
二　登録番号	1
三　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	一般財団法人北海道建築指導センター
四　住所	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地
五　代表者の氏名	山田　博人
六　登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
七　評価の業務を行う事務所の所在地	北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地
八　法第十三条の評価員の氏名	松崎　健児、吉井　亨、日比　学、池田　英彦、青山　琢也、柴山　立行、田中　愼一、水戸部謙一、岸　義雄、佐藤　俊明、佐藤　健一、久家　慈、坂見　光二、室崎　茂
九　役員の氏名	山田　博人、小林　幹夫、能勢　淳彦、鬼頭　弘一、武部　豊樹、脇田　宏行、木田　勇、濵出　惇司
十　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名	能勢　淳彦
十一　評価の業務を行う区域	北海道

国会事項

辞令

国立国会図書館長　大滝　則忠

願に依り本職を免ずる（三月三十一日）　羽入佐和子

国立国会図書館長に任命する（四月一日）

衆議院

条約送付通知書受領

三月三十一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

三月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

社会福祉法等の一部を改正する法律

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
踏切道改良促進法等の一部を改正する法律
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律